

理事会議事録

平成 24 年 3 月 23 日（土）

平成 24 年度 第 4 回理事会

開催日時：平成 25 年 3 月 23 日（土）午前 10 時 40 分～午後 12 時

開催場所：秋田県生涯学習センター 4 階第 1 研修室

秋田市山王中島町 1-1

理事数：25 名

参加理事：佐藤寛、藤田秀文、遠藤正志、太田和子、久保田政昭、齋藤敦、貝田奈津子、藤田郁子、
菊地孝哉、清水盛也、武石茂美、佐藤峯子、浅野美也子、渡部満則

委任状提出理事：小山田一、熊谷優子、武田亮、奈良悦子、佐藤義暢、川上登、高橋稔

参加理事数 14 名、委任状提出理事数 7 名で総理事の過半数を超えており、今回の理事会は成立した。

書記：渡部満則（県南理事）

議事録署名人：齋藤敦、藤田郁子

議事内容：佐藤会長が議長となり資料に沿って審議された。審議内容および決定事項は以下の通りである。

I 会長挨拶

ご苦労様です。事務局長が欠席のため私が議事進行を行います。

II 前回議事録の確認（佐藤会長より）

資料前回議事録は平成 24 年 11 月 24 日に開催された臨時総会の直前に行われた理事会の議事録（由利支部武田亮理事にまとめていただいた）である。先ずはこれを参照していただきたい。この中でいくつか注目すべき点を述べていく。

1) 事務員について（資料 2 頁 II 経過報告 を参照）

平成 24 年 10 月 1 日より伊藤浩美さんが事務員として勤務

秋臨技として労災加入が必要なので秋田労働基準監督局で手続きをする予定。

→ 現在、労災加入手続き済み（年 500 円程）

2) 事務員 伊藤浩美さんの交通費について

伊藤浩美さんの交通費に関して 1 ヶ月約 1,000～2,000 円で検討したい。

駐車場代は事務所近くの実家を利用しているので不要。

3) その他前回議事録についての質問

その他、前回議事録についての質問はなかった。

III 経過報告（佐藤会長より）

資料には 11 月 24 日の第 3 回理事会開催以降の（学術を除く）経過について掲載した。

- 11月28日 榊さん(名誉会員)の葬儀(秋田市)
秋臨技から献花と香典(10,000円)、名誉会員としてさきがけ新聞に死亡広告を掲載。
- 11月30日～12月3日 エイズキャンペーン～秋臨技として参加。
- 12月15日 がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン会議(第1回)
秋田大学医学部主催のがん専門医養成プラン。
秋臨技に参加要請があり佐藤会長が出席。
- 1月25日 日臨技連盟責任者会議、賀詞交歓会
日臨技連盟責任者会議に藤田副会長が出席。賀詞交歓会には佐藤会長および藤田副会長が出席。
- 1月26日 日臨技県幹事会(佐藤会長が出席)
詳細については、日臨技の会報を参照していただきたい。
- 2月1日 高校生へのエイズ教育講演 大館国際情報学院高等学校
大館市立総合病院 高橋義博先生より講演していただいた。
- 2月22日 東臨技代表者会議(仙台)
今年度の事業や東臨技の今後について話し合った。
- 2月27日 秋田県立ち入り検査(詳細は議題を参照)
秋臨技事務所で実施。(午前10時30分～午後3時過ぎまでかかった。)
- 3月9日 がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン会議(第2回) ⇒ ⇒ 欠席
- 3月13日 伊東聡さん葬儀(市立角館病院)
佐藤会長が葬儀(秋田市)に出席。秋臨技から献花と香典。
- 3月23日 第5回拡大常任委員会、第4回理事会、役員推薦委員会、第2回総会

IV 議題

1) 県の立ち入り検査を受けての是正について(佐藤会長より)

県の立ち入り検査を受けて様々な指摘があったことを理事の方々にメールで知らせていたが、詳細については説明していなかった。本来であれば早々理事会を開催すべきところであったが、立ち入り検査を受けて早急な対応を求められたため、理事会を開く時間がなかった。

是正の内容については以下のとおりである。

2 通(知事名と課長名)の改善事項について(報告期限 25 日)

○知事名で改善を要する事項(11項目)

①役員から就任承諾書を徴すること：平成25年度から実施すると回答。

②定款規定のとおり、入会者の承認を理事会にて行うこと：平成25年度から実施すると回答。

③会計基準に基づいた財務諸表の作成について：大変な作業であるが、現在、平成16年度会計基準で平成22・23年度の是正分から作成しており、吉川税理士に確認していただいている。(平成24年度の決算に関しても本基準で作成中。)

今まで秋臨技で行っていた会計基準は昭和60年度基準であり、決算について事業単位で表示するのみであったが、平成16年度会計基準ではその内訳を詳細に明記しなければならないなどの相違がある。

④会計処理規程等の早急な改正：会計処理規定変更案を平成 25 年 3 月 23 日（本日）の理事会で提案、改正を行うと回答。

ここで、本理事会で会計処理規定第 2 章第 8 条の文章を次のように変更する案が提出され、承認された。

（現行） 第 8 条 経理責任者は、事務局の長とする

（改定案） 経理責任者は、事務局の長とする。但し 10 万以上の金銭にかかわる決済は会長とする。

⑤通帳名義を会長名義に統一等：本理事会で検討すると回答。但し、会長が全て保管することは運営上困難なため、以下の案としたい。

（案）通帳は本部管理の 1 冊と支部管理の 4 冊、計 5 冊で運用し、通帳は会長名義で統一する。

ここで会計処理について齋藤理事より「秋田県臨床検査技師会会計について 平成 25 年度案」の資料を説明していただく。

○秋田県臨床検査技師会会計について平成 25 年度案（齋藤会計部長より）

現在事務局の通帳を一般会計通帳とし、現支部会計通帳を地区会計通帳としていきたい。そして、地区会計通帳に関しては管理責任者を各支部長とする。（通帳名義は全て会長名）

申請方法は次のとおりとする。

1. 申請について

様式 1 により事務局(会計)へ申請する。

諸謝金、賃借料等振込可能なものは事務局が振り込む。

諸謝金、賃借料、日当、交通費等現地での支払分に関しては地区会計通帳へ事務局から振り込む。

事業担当責任者は直接事務局長または会長宛てへ申請し、現金の受け取りは地区会計通帳により行う(10 万円以上の申請の場合会長決裁が必要)

事業担当責任者は副会長・学術部長・各部門長・支部長とする。

現金を事務局へ直接受け取りに行く場合は、事業担当責任者は直接事務局長または会長宛てへ申請し、現金の受け取りは期日を指定して事務所で受け取る（10 万円以上の申請の場合会長決裁が必要）。また、申請者は受領書の発行をその場で行う。

*10 万円以上の申請の場合会長決裁が必要なことから、申請は余裕を持って行うこと。

2. 残金等の返金について

様式 2 により返金手続きをする。

現地での支払によって残金が生じた場合は、事業終了後、残金と出納帳(領収書)を事務局へ提出する。(返金期日を指定して確実に事務局へ提出する)

*尚、地区通帳は事務局申請額の引き落としのみの扱いとし、地区通帳への返金はしないこと。

3. 請求者（申請者）について

請求者（申請者）は予算額を把握して事業開始前余裕を持って申請すること。

事務局長(会長)決裁の報告を受けて事務員に連絡し引き渡し(振込)の時期を伝えること。

厳守事項：残高証明書の取得のため、年度末 3 月内にすべて終了すること。次年度へ持ち越さないこと。

以上のことについて資料の「1 地区通帳による現金引渡し」と「2. 事務局からの現金引渡し」のフローチャートを参照のこと。

ここで重要なことは、すべての会計処理内容について1ヶ月ごとに事務局長・会計担当・吉川税理士が審査するとともに、16 年度会計基準に合わせた決算書を作成していくことを覚えていただきたい。

(佐藤会長より)

以上、25 年度会計案であるが、現在のところまだ「案」ということで、決定事項ではないことをご了承していただきたい。

⑥複数年度にわたり、会計管理が不適切であるため、監事の機能を見直すこと：平成 22 年度・23 年度のことであったと考えられたが、それ以前からも繰越金等で不適切な会計管理があったようだ。また、「監事の機能を見直すこと」について現在、改善内容の一覧を作成中である。

⑦平成 22 年度特別会計の東日本大震災見舞金に関して：支払は平成 23 年 4 月 25 日であること（総会が延期したため）から、平成 23 年度の特別会計に是正計上することとした。

⑧第 50 回東北学会利益に関して：平成 23 年度の特別会計に計上していたが、一般会計に反映しておらず収支決算上未計上（記入漏れ）のため、平成 23 年度会計に是正計上することとした。

⑨平成 23 年度に大館支部に送金した 1,300,000 円に関して：23 年度の未収金として取り扱うべきものであったが、平成 23 年度収支決算書で未計上のため、平成 23 年度会計に未収金として是正計上することとした。

⑩平成 23 年度における繰越金不一致：議案書に明記してある前年度繰越金が 860,000 円で、平成 23 年度スタート時には 1,005,000 円であった。これに関して平成 22 年度から 23 年度の繰越金の不一致について確認作業をしましたが、原因特定には至らなかったため、未収金として是正計上する予定であるが、県が納得するかどうかが不明である。

⑪正味財産増減計画書に減価償却費 17,154 円 が未計上：平成 23 年度正味財産増減計画書に是正計上することとした。

○課長名で改善を要する事項（8 項目）

ほとんどが事務的な即対応が可能な項目であった。

①総会および理事会の議事録に署名人の押印がないものがある：押印した。

②白紙委任状や受任者が議長となっているものが見受けられる：「委任状の記入については総会通知で注意を記載しているが、今後も継続したい。」と回答した。

③常務理事を互選した会議の議事録が作成されていない：現在までは役員推薦委員会で推薦されて決定していたが、定款では常務理事 2 名 は理事の互選だと明記されているので、本日の総会の役員改選後、来年度の理事会から定款どおり行うこととした。

④法人ホームページに決算書等の財務関係帳票を掲示すること：掲示することとした。

⑤残高証明書をつけて監査を受けること：そのとおりにすることとし、県に提出する書類にも監査報

告書と残高証明書をつけることとした。

⑥事務局長代理の任命書を作成すること：これに関しては作成済みである。

⑦監査報告書を提出すること：5番目で述べたとおり押印された監査報告書を提出することとした。

⑧毎年度、特別会計の分も提出すること：今まで県から特別会計について提出を要求されておらず未提出であったが、今回の立ち入り検査で特別会計に関しても提出するよう指示があり、提出することとした。

以上のことについて25日に報告した後、県の再調査がある。また、5月総会で22・23年度決算の再監査と再承認を得る必要がある。

2) 公益法人移行の方針について（佐藤会長より）

以下の内容は決定ではなく、執行部としての考えである。

現在、公益法人に向けて行動しているが、実際の進捗状況は芳しくない。公益移行の承認を得た前回の臨時総会から事務的な進捗が無い状態である。今日の総会で「公益法人へ移行」という報告をしたかったが出来ない状態である。10月または11月に申請し公益に移行した後、すぐに県の調査がある。それで問題を指摘され、是正をするが、最悪は解散命令を受けるかもしれない。解散命令を受ければ、他の医療系の団体に財産の寄付をして解散しなければならなくなる。

このような理由で、今は一般に移行して改善し体力を付け、何年か後に公益に移行したほうが安心と思うところもある。

また、このような案に関して、今まで総会の場で決定してきたが、税理士との相談では必ずしも総会で決定する事項ではないとのことである。しかしながら「公益」か「一般」どちらにするか5月総会で再提案する予定である。

日臨技では安全策をとり「一般」に移行している。「公益」に移行するには、「公益目的事業比率が全支出の50%以上」をクリアすればできるという甘い考えがあったが、財務関係もしっかりしておく必要があり、今回の県の立ち入り調査で明らかとなった。現状では公益に移行したとしても、維持していけるか不安な面がある。

※各理事から今「公益」に移行するより「一般」で力を蓄える方が良いのではとの意見もあったが、執行部としてどちらに移行するかはこれから話し合いながら決めていきたいとのことであった。

3) 会計業務担当について（佐藤会長より）

齊藤理事からの説明もあったが、会計業務に関して分散管理をやめ、中央での管理をするよう県から言われており、今後は、伊藤事務員に会計業務を依頼したいと考えている。

伊藤事務員にはその旨を伝えており、前向きな返事を頂いているが、採用当初と条件が変わるので、勤務時間や時間給800円の検討も必要と考える。

勤務時間に関しては例えば月・水・金の午前中から勤務していただき、時間給など詳細については、予算を照らし合わせてこれから決める予定である。

4) 平成24年度第2回総会について（佐藤会長より）

25年度事業計画案について説明していただく担当者は次の通りとする。

※以下段落番号は総会議案書に従う。

[第1号議案]

1. 方針：藤田副会長（本来は事務局長、事務局長が欠席のため）

2. 通常総会：藤田副会長

3. 事業

1) 庶務出版事業：藤田副会長

2) 地域保健活動事業部：太田副会長

3) 組織調査部・厚生部：藤田副会長

4) 学術部

①第37回秋田県医学検査学会：菊地理事

②精度管理保証事業：遠藤副会長

5) 検査研修会事業：遠藤副会長

①支部研修会：各支部長

県北支部：清水支部長、中央支部：久保田支部長、由利支部：菊地支部長、

県南支部：武石支部長

6) 日臨技北日本支部・東北臨床検査技師会関係：藤田副会長

[第2号議案]

平成25年度収支予算案：齋藤会計部長

ここで、齋藤会計部長より収支予算案に関して次の箇所について訂正があった。

（齋藤会計部長より）

・議案書9頁、「事業活動支出小計」の上の予算額250,000、前年度予算額200,000、増減額80,000を削除。

・議案書11頁、「事業活動支出小計」の増減額40,000を-40,000に訂正。

・議案書11頁、「①管理支出」の予算額3,390,000、前年度予算額3,572,600、増減額-182,600を削除。

・議案書11頁、「①管理支出 事業活動支出計」の予算額8,720,000、前年度予算額8,682,000、増減額37,400を予算額5,330,000、前年度予算額5,110,000、増減額220,000に訂正。

[第3号議案]（佐藤会長より）

平成25・26年役員改選案：藤田役員推薦委員長

会長1名、副会長3名、理事21名、監事2名に関しては役員推薦委員会からの提案で選出してもらうが、事務局長と学術部長は定款に従い総会終了後の理事の互選で選出する。

[その他の議案]

現時点ではその他の議案はなし。

総会に関しては以上である。

5) 事業担当区分の変更について（佐藤会長より）

地域保健活動事業部担当内容の振り分け

地域保健活動事業部の「広報事業」を学術部門の遠藤副会長に担当していただきたいと考えている。

6) 事務員交通費について (佐藤会長より)

伊藤さんの自宅からは 4.5Km、秋田市職員の規定では月額 6,100 円である。

週 3 日なので $6,100 \times 3/5$ で 3,660 円の支給はどうか? 厚生連の交通費も含めて次回まで決定したいと考えている。(厚生連では 5k m未満は月 2,000 円)

(齋藤会計部長より)

予算案を考えると時間給 800 円は変えないで、 $5,000 \times 3/5$ で 3,000 円の交通費の支給ではどうだろうか。

(佐藤会長より)

現在は週 3 日の勤務であるが、将来変更の可能性もある。他に意見が無ければ、時間給 800 円、交通費月 3,000 円で決定したい。勤務時間に関してはこれから検討する。

7) 参議院議員選挙の組織内候補者推薦について

米坂知昭さん(前日臨技副会長)を推薦したい。

現時点で 43 都道府県より推薦があるとのこと。

自民党より出馬予定とのことで、県議会への推薦状を依頼されているが提出して良いだろうか。

反対意見もないので推薦状を提出することとする。

以上

社団法人 秋田県臨床検査技師会

議事録署名人 齋藤 敦 ㊟

議事録署名人 藤田 郁子 ㊟